主 文原決定を取り消す。 抗告人等を処罰せず。 理 由

本件抗告理由は別紙記載のとおりであり、これに対し当裁判所は次のように判断する。

記録によると、原裁判所は、抗告人等はいずれも社団法人日本エービーシー協会の理事であるところ、昭和三五年一一月四日同協会の理事Aが死亡し、昭和三六年一月二五日同理事B外二名が退任し、同年三月一日同理事C外一名が退任し、昭和三六年一月二五日D外二名が同理事に就任し、同年三月一七日E外一名が同理事に就任したに拘らず、抗告人等はいずれも法定期間内にその登記申請をなすことを怠り、昭和三六年七月二五日にその手続をなしたものであるとして、抗告人等をそれぞれ金五○円ないし一○○円の過料に処したものである。

してみれば、原裁判所が、抗告人等において法定期間内に変更登記申請手続を怠ったものとして、民法第四六条、第八四条第一号にもとずき同人等に冒頭掲記の過料の制裁を科したことは不当であり、右処置は違法といわねばならない。

よつて、原決定を取り消し、抗告人等を処罰せざることとし、主文のように決定 する。

(裁判長裁判官 石谷三郎 裁判官 山口正夫 裁判官 吉田彰)